

我が国における学芸員養成の現状と展望

著者	浜田 弘明
図書名	日本の博物館のこれからII 博物館の在り方と博物館法を考える
開始ページ	107
終了ページ	116
出版年月日	2020-08-31
URL	http://doi.org/10.20643/00001490



第三部 人材育成と学芸員制度

我が国における学芸員養成の現状と展望

桜美林大学 浜田 弘 明

はじめに

日本の博物館行政は今、大きな転換期を迎えている。現政権下においては、文化財や博物館が観光政策と結び付けられ、文化財や博物館で「稼ぐ」ということが表明されている。戦後70年以上にわたり、国民の社会教育機関として位置づけられてきた博物館が、展示を中心とした文化施設・観光施設へと転換されようとしているのである。その一環として、2018年10月1日から博物館行政が、文部科学省（社会教育行政）から文化庁（文化財行政）へと移管され、今後、文化庁内では、博物館法の改訂を前提に、博物館の定義付け、博物館登録制度、学芸員養成制度などの見直しも検討されている（注1）。

筆者は、文化財の積極的な公開や、博物館の観光利用を全く否定するものではないが、その裏を支えている現場の学芸員の声や役割が、なおざりにされているように思えてならない。それを象徴するのが、学芸員への無知・無理解が生んだと思われる、2017年の地方創生担当大臣による「学芸員はガン」という発言であろう（注2）。

こうした状況を踏まえ、本稿では、博物館の現場で働く学芸員の問題に焦点を当て、その役割やこれからの養成や制度のあり方について、改めて検討してみたい。具体的には、博物館法と学芸員制度が、戦後の日本でどのように展開されてきたかについて、まず見ていくこととしたい。次いで、

筆者らが2015年度から2017年度にかけて、科研費を得て実施した博物館学芸員課程に関する調査の成果（注3）から、その現状と課題を整理したい。さらに後半では、学芸員の資格と専門性に関する近年の論議を展望し、それに基づいて、学芸業務の現実と高度化の問題について私見を述べることにしたい。

博物館法と学芸員制度の沿革

博物館法と学芸員制度の成立

日本では周知のとおり、専門職としての「学芸員」という制度は戦後スタートした。しかし、日本博物館協会の『博物館研究』のバックナンバー等を追っていくと、博物館専門職の論議は戦前からあったことが分かる（注4）。初期の動向としては、1935年に日本博物館協会（以下「日博協」）が「博物館事業促進のための博物館令の制定」について提言し、続く翌36年には、「専門職養成のための博物館令の制定」について提言をしている（注5）。しかし、この後、戦争の時代に突入することにより、これらの論議はしばらく中断せざるを得なかった。

敗戦後、改めて博物館に関する法令が検討されることとなり、その発端となるのは、1950年に棚橋源太郎によって立案された「博物館動植物園法案」であろう（注6）。これが、現在につながる博物館法の前提になったといえる。周知のとおり

り、1951年12月に博物館法が公布され、この中で学芸員の制度が記述されることとなった。それを受けて、翌1952年1月に日博協では、「博物館法に伴う学芸員の講習、博物館の基準等に関する意見書」を文部省に提出している（注7）。続いて同年4月、日博協では「学芸員の職務内容基準」について検討（注8）を行っており、恐らくこれらの内容を受けて、1952年5月の博物館法施行規則公布に至ったものと考えられる。この時点では、人文科学学芸員と自然科学学芸員という区分があったが、その後、1955年の博物館法改正時に廃止となっている。

当時、一番の課題は、学芸員を博物館現場へいかに配置していくかであった。これには早急な手続が必要とされたため、施行規則公布の翌6月に、文部省は「昭和27年度における学芸員の講習実施要項」を告示する。この告示を受けて、日博協では「学芸員を研究職として扱う陳情書」を当時の地方自治庁長官に提出している（注9）。法令上、学芸員は博物館の専門的職員という位置付けであったが、博物館の現場からは研究職として位置付けるよう要望されていたことが分かる。告示翌月の7月から8月にかけて、国内で初めて東京藝術大学を会場に、65名の受講者を受け入れて、現場の博物館専門職を対象とした学芸員講習会が開催された（注10）。この講義記録を基に、翌1953年春、文部省では、手書きのガリ版刷りながら『学芸員講習講義要綱』という冊子を刊行している（注11）。1953年からは、関西にも会場が設けられ、関東では東京藝術大学、関西では大阪大学（1953年）と神戸大学（1954年）で講習会が開催された。

大学における学芸員養成教育の展開

この時期、大学に博物館学芸員課程（以下「学芸員課程」）を設置する動きもあり、その第一歩

となったのが立教大学である（注12）。当時、民俗学が専門の宮本馨太郎が中心になって、1952年後期からスタートしている。この時の博物館学4単位の内容を見ると、概論、資料収集保管法、資料分類目録法、資料展示法という項目が見える。続いて、早い時期では1953年に早稲田大学、1954年に大阪市立大学・東京大学・同志社大学で学芸員課程が設置されている。

1955年5月に日博協では、博物館法の学芸員の資格付与のための学芸員講習制度が実情にそぐわないこと等を文部大臣・衆参文部委員会に陳情している（注13）。これを受ける形で同月に博物館法の改正案が提示され、7月に博物館法が改正されたが、先に述べたように、この時に、人文科学と自然科学の学芸員資格は「学芸員」に一本化された。また、学芸員講習制度が廃止される一方で、学芸員課程科目が制定され、以後、多くの大学に学芸員課程が設置され、大学が学芸員養成の場となった（注14）。その時の基本テキストとなったのが、1956年に日博協から刊行された『博物館学入門』である。この中で、約半分を占める「博物館学総論」は、筆者の恩師でもある鶴田総一郎が担当し、博物館の3つの要素や4つの機能を掲げた内容は、現在の日本の博物館学の講義の基本となっている。なお、明治大学は1956年に、國學院大學は1957年に学芸員課程を開講している。

その後、1996年になって41年ぶりに施行規則が改訂され、従前の博物館学4単位は、博物館概論2単位、博物館資料論2単位、博物館経営論1単位、博物館情報論1単位の計6単位へと拡充された。この時に、併せて社会教育概論は生涯学習概論へと名称が変わっている。さらに、2009年にも施行規則が改正され、3年の猶予を持って2012年から博物館学は、現在の博物館概論・博物館資料論・博物館資料保存論・博物館展示論・博物館経営論・博物館情報メディア論・博物館教

育論の計7科目14単位に改訂されるに至っている。

学芸員課程の現状

さて、学芸員課程の現状であるが、2015年から2017年にかけて、東海大学の江水是仁氏を研究代表者、文教大学（当時、現・明治大学）井上由佳氏と筆者を研究分担者とした計3名で、科学研究費（以下「科研費」）の助成を受けて「博物館学芸員課程における学びの特徴と現代社会に対応した学芸員養成教育に関する研究」を進めてきた。ここでは、その成果（注15）の一部から学芸員課程の現状と課題を眺めてみることにしたい。

本研究では、まず各大学のホームページを検索し、学芸員課程のシラバスや担当教員の確認から進めた。ホームページで確認できた博物館学芸員課程を開講する大学は286校で、学芸員課程の科目を担当する教員は、全国で延べ2,123名いることが確認された。これをもとに、全国大学博物館学講座協議会に加盟する大学の協力も得て、学生・担当教員・実習館園に分けてアンケート調査を実施した。

学芸員課程を履修する学生の現状

まず、学芸員課程を履修する学生に対して実施した、択一式アンケートの結果から見ることにしたい（注16）。学生は、いつ学芸員の存在を知ったかということであるが、590名から得た回答を見ると、小学生の頃が8%、中学生の頃が17%で、意外と多いのが高校時代で約半数（46%）を占めた。また、大学に入ってからという学生も3割近く（28%）いることが分かった。つまり、学芸員課程を履修する学生の約4分の3（74%）は、直近の高校か大学でその存在を知ったということに

なる。では、なぜ学生たちは、学芸員資格を取るのかということを知ると、筆者の教えている学生もそうであるが、その多くが、単に博物館に興味・関心があるから取ってみたという回答で、約半数（47%）を占める結果となった。博物館で仕事をしてみたいからという学生は16%で、そのほか、就職に有利という理由と、専門領域の理解を深めたいからというもの各8%、両親から勧められてという学生も3%いた。

学芸員になるには、博物館現場での実習を受ける必要があるが、その実習経験が就職活動や進路にどのような影響を与えたかというアンケートも取っている。112名から得られた回答を見ると、トップに出たのは「自分の頭で考えて動くようになった」で、32%を占めた。それとほぼ同等の割合の29%が、「博物館への就職意欲が湧いてきた」という回答であった。その他、「コミュニケーションの大切さを知った」が19%、「社会人としての基礎を養うことができた」が14%などと続いている。博物館への興味・関心の向上とともに、コミュニケーションの重要性や社会人としての基礎を学び、能動的に行動することが体験できたという意味では、館務実習は学生にとって意義のあることであると思われる。

次に、学芸員課程を担当する教員へのアンケート結果について見ることにしたい。回答が得られたのは42名で、学芸員課程を担当する教員の所属としては、史学科が最も多いことが分かった。3分の1を超える36%が史学科所属の教員で、全体では約半数が人文系の学部・学科に所属するという結果となった。ここから、学芸員課程の多くが史学科に設置されていることが分かる。次に、担当教員の専門研究分野（3分野までの複数回答）について見ると、自己申告ながら博物館学・文化財科学がトップで36%になっているが、史学も同数となっていて、この両分野で72%を占め、

歴史系の教員が中心となって日本の博物館学教育が担われていることが分かる。次いで多いのは、芸術学の10%であった(注17)。

学芸員課程を担当する教員の現状

次に、学芸員課程を担当する教員に対して、「博物館現場で学芸員資格は必要か」という問いを試みたところ、42名の回答の中からということになるが、学芸員課程担当教員にもかかわらず、学芸員資格は不要だという教員が1割を占める4名いた。その理由は、以下の内容であった(注18)。

- ・ 現行では、学芸員に必要な学識を養成課程で学ばせることはできない。学芸員の実務は、職についた後の研修で十分であると考え。
- ・ 理想的には必要。ただし、各部の専門性に依って不必要な場合もある。
- ・ 不本意ながら、現行システムでは十分な学芸員養成は難しく、むしろ専門分野での研究実績のある人がたまたま博物館に採用され、そこで能力を発揮しているように思う。
- ・ 学芸員資格というものをどのように捉えるかによっても答えが変わると思うが、現状のままであれば不要である。

さらにそれ以外に、学芸員課程を担当する教員が、「博物館にどのような課題を抱えているか」という質問に対しては、さまざまな課題が出された。39名の教員から回答があり、その主な内容は、次の通りである(注19)。

- ・ 博物館法の博物館の定義が不明確である。
- ・ 実態と博物館法が全くかけ離れている現状。
- ・ 法的区分(登録, 相当, 類似)の博物館に意味が少なくなっている。
- ・ 日本の博物館の約80%が「博物館類似施設」であるのに、博物館法の大部分が「登録博物館

にしか対応していないこと。

- ・ 公立博物館の設置基準がなくなったこと。
- ・ 多くを占める市町村立の博物館に、博物館法・施行規則の内容が浸透しているのか疑問である。
- ・ 登録博物館において有資格者はいても、学芸員の辞令が出されていない館も増加しているのではないかと。都道府県は確認しているのだろうか。
- ・ 無資格館長の存在。
- ・ 学芸員の意識(博物館学的な知識と熱意)が低い。
- ・ 学生の専攻分野との有機的な連携が欠如している。このことに起因して、博物館の存在が周知されていない。
- ・ 一般的に博物館の意義や必要性の理解が低い。
- ・ 自治体の予算削減に伴う博物館の存続問題。
- ・ 学芸員が研究者として、科研費申請できるようにすること。
- ・ 一般の方々に、学びの場を提供する役割をしっかり認識する必要がある。
- ・ 博物館意識の低さと博物館学知識の少なさ。
- ・ 博物館・学芸員の社会的認知度があまりにも低すぎる。
- ・ 次世代の博物館を担う学芸員の数が徐々に不足していること。
- ・ 今後、小規模な自治体では、学芸員が確保できなくなる可能性もある。
- ・ 学芸員が、発掘調査などの埋蔵文化財行政の主體的な役割を担うことが多いことから、人材育成が急務である。
- ・ 働き口が少なく、またその多くが非正規職員であること。雇用環境の改善が、大きな課題である。
- ・ 学芸員が担当しなければならない仕事がありにも多く、学芸員は忙しすぎるのではないかと。仕事をもっと細分化され、その専門家を置く

ようにしなければいけない。特別展や企画展が年々充実していくのに対し、平常陳列（常設展）への配慮がやや足りていないのではないか。

- ・博物館の指定管理者化という法的矛盾。
- ・指定管理者制度の導入に伴い、博物館が本来持つべき機能が損なわれる危険性がある。
- ・非正規扱い及び任期制による雇用の増大で身分が不安定であったり、ノウハウの蓄積がなされにくくなっている。個々人にもよるが、社会の変化に専門的な仕事に対応できていないケースがある。
- ・学部学科卒業程度では、学芸業務をこなすだけの知識や経験は得られない。博物館を使いこなす能力としての「博物館学」と、博物館で主体的に働くことのできる能力としての「博物館学芸員養成課程」を明確に分けるべきである。

博物館実習生を受け入れる館園の現状

次に、実習生を受け入れる館園の実態について見ることとしたい（注20）。1館園当たりの実習生の受け入れ人数は、回答を得た402館園中、1名が12%、2～3名が26%、4～5名が19%、6～10名が21%などで、5名以下の受け入れが過半数を超える57%を占めた。まず驚いたのは、現場で何名ぐらいの常勤学芸員が勤務する博物館で実習生を受け入れてくれているのかという点で、回答を得た444館園中、1名が20%、2～3名が34%と、実に3名以下という館園が過半数（54%）を占めるという結果となったことである。しかも、実習を指導する職員数（学芸員であることは問わない）を問うと、回答を得た462館園のうち、3分の1（34%）はたった1名で指導し、さらにもう3分の1（32%）も2～3名で、実に3分の2の館園では1～3名という少人数で、実習生の面倒を見ているという実態が浮かび上がった。

さらに、現場で学生の実習指導をしているにもかかわらず、学芸員資格を持っていないという職員が指導する館園の割合が、約1割（497館中50館）存在するという事も確認された。それから、博物館現場の意見として、学芸員の資格が必要だと答えた館園は、回答を得た463館中の84%を占めたが、それでも不要だという館園が15%を占めたことは見逃すことのできない事実と言える。とくに、動物園や水族館の飼育系の館園では、不要と考えている場合が多いのかもしれない。

次に、資格を取った学生のうち、博物館現場に就職する者は、2008年の文科省の調べでは0.6%という数字が出ている。今回アンケートを行った結果では、たまたま熱心な学生が回答してくれたということも考慮する必要があるかもしれないが、回答を得た590名中、任期無し学芸員に2%、任期付き学芸員に2%、博物館職員に1%が就職しており、学部卒であっても合計すると5%が、博物館現場に就いていることが分かった。とは言え、最も多いのは、民間企業の60%であるが、全体の4%、民間企業就職者の6.7%は展示系の会社に就職していることも確認された。また、11%はその他公務員になっていて、公務員の勤務先の内訳までは確認できていないが、地方の市町村の資料館・博物館等に一般行政職で採用され、有資格者として勤務する者も存在するものと思われる。その他、学芸員になることを目指して大学院に進学する者が14%に達し、学芸員課程履修者ならではの進学率と言えよう（注21）。

学芸員養成制度に関する近年の論議

近年における学芸員の採用と養成論議

さて、こうしたことを基に、近年の学芸員資格の専門性についてのとらえ方と、学芸員養成の論議を少し振り返ってみたい。現状で、学芸員採用

に当たって何が重視されるかという点、人文系の考古学・日本史学・民俗学の場合、モノに係る領域、つまり考古学であれば遺跡の発掘ができること、日本史であれば古文書が読めること、あるいは民俗学であれば民具が扱えることなどが重視される。さらに近年では、実務経験も加算されて採用試験が行われるケースも少なくない。自然史系の場合は、学芸員資格よりも修士号や博士号の学位が重視されて採用されるケースも少なくないと聞く。動植物や地質系の採用現場では、標本の採集と作製の技術を持ってさえいてくれれば、学芸員資格がなくとも構わないという意見もあり、こうした採用の現状は、学芸員資格制度を考える上での課題と言えよう。自然系に多い学芸員資格を有しない博物館専門職の多くは、研究員等の肩書で勤務している。こうした背景には、文系学部よりも理工系学部の方が、学芸員課程を開設している割合が低いという現実も影響している。

とは言え、教員や医師は、資格無くしては絶対に現場に立つことができないのに、学芸員は、資格はあとからでも構わないと考えられていることは、大きな問題としてとらえる必要がある。これは、教員や医師は免許制である一方、学芸員や司書は資格制度であることが、資格軽視の傾向の一因になっていると思われる。しかしながら、法律（博物館法第4条）上、博物館で働く専門的職員が「学芸員」と定められている以上は、有資格者を前提とした採用論議を行わなければ、何のための法律で、何のための資格制度かということになってしまう。

ここで、前回2009年の施行規則改正時、文部科学省（以下「文科省」）に設置された「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の論議の中から、その論点を振り返ってみたい。まず、2007年の第一次報告書（注22）では、学芸員養成科目の見直しが提言され、これにより現行

の科目への変更が行われた。また、実務経験の重視という観点から、当時はインターンシップ制度の導入についても提言されている。さらに、学芸員資格の高度化に関しては、当時、朝日新聞の「学芸員格下げ」という記事で話題になった（注23）。現行の学芸員を学芸員補に格下げし、大学院修士修了又は実務経験5年以上を経たものを学芸員とするというもので、①現行の学芸員を学芸員補に格下げする、②学芸員になるには5年以上の学芸員補経験や修士号取得、国家試験合格といった条件を設ける、③10年以上の学芸員経験、実績や研修、国家試験による上級・専門学芸員を新設するというものであった。また、大学院での学芸員養成についても検討されたが、論議は途中で終わってしまっている。2009年の第二次報告書（注24）の中では、学部教育を優先して進めるということになったが、それでも、学芸員の入口としてのスキルを身に付けるような養成制度にするという結論に達している。また、具体的教育内容として、博物館各論及び博物館実習（学内実習・館園実習）のガイドラインが作成された。なお、大学院教育と上級資格制度の検討については、今後の課題とされている。

学芸員養成論議のミスマッチ

この10年あまりの間、文科省を中心に、このような学芸員養成論議が展開されてきたわけであるが、筆者が思うに、実際の博物館の学芸員の現場の状況と、高度化論議との間にはミスマッチがあるように思えてならない。現在、博物館の現場では、大規模博物館と小規模博物館との間で、博物館の役割や学芸員の使命の二分化が進んでいる。大規模博物館、とくに県立・政令市クラス分野毎に複数の学芸員配置している博物館園では、学術研究能力や高い専門性が重視されていて、修士号、博士号の取得者が優先され、採用

される傾向が強いように思われる。兵庫県のように、博物館専門職員を大学教員と併任させる例もあるが、それでも「博物館」に勤務する以上は、博士であろうとも、学芸員有資格者を採用の前提とすべきである。その一方で、一般市町村の公立博物館・資料館においては、少ない学芸員配置という現実から、逆に専門性は高くなくても良いので、自然から人文にまたがる広い分野をカバーできて、管理から研究までいかなる仕事もこなせる人材が欲しいという話も耳にする。中には、修士・博士を持つ者の処遇や待遇を懸念して、大学院修了者を逆に敬遠する市町村もあつたりする。つまり、日本の学芸員養成には、博物館現場が望む学芸員像が大規模博物館と小規模博物館とでは方向性が異なっていることへの配慮が必要であると考えられる。

しかし、博物館規模の大小とは別に、両者に共通して必要な学芸員としてのスキルもいくつかあり、それが学芸員資格制度の存在意義にもつながるものと考えられる。一つは、対市民の諸活動が博物館規模の大小に関わらず行われているということから、市民とコミュニケーションが取れる人材を育成することは最重要であると言える。二つ目は、資料収集や特別展業務等の中では、自分の専門分野とは異なる領域の資料や調査・研究に取り組まなければならないこともあり、資料の専門家であることに基礎を置いた幅広い専門的対応能力が問われる。三つ目は、私立博物館はもとより公立博物館においても、学芸員と言えども、財務・庶務等の一般行政事務への従事は必須であり、博物館についてのマネージメント力や事務処理能力も問われることとなる。今後、学芸員の「あるべき姿」を論議する時、こうした視点は忘れてはならないであろう。

しかしながら、文科省、日博協、日本学術会議等で展開されている21世紀以降のこれまでの報

告・提言等における論議は、学術専門性の強化が前面に押し出され、大学院での学芸員養成への叫びが強いように感ずる。こうした方策は、一部の大規模博物館には有効であろうが、日本の大多数を占める中小規模博物館の現状を踏まえると、浅くとも幅広い知識・見識・スキルを持った、汎用性のある人材の育成についても検討する必要がある。いずれにせよ、学芸員になるためには、人間性や社会性、あるいはモノの研究ができる素養が必要であると言える。

おわりに—日本型学芸員制度の再構築に向けて—

日本における学芸員配置の現状

最後に、筆者が考える日本型学芸員制度への私案を述べることにしたい。近年の論議では、学芸員資格を大学院に引き上げるべきとの意見が散見されるが、筆者は、学部での養成教育は引き続き必要であると考えられる。その背景には、公立の博物館・資料館を有しながら、学芸員を専門職として採用していない自治体が多数あるという現実がある。

規模の小さな市や町村においては、大卒一般行政職（地方上級）採用試験に合格した職員の中から、学芸員有資格者を博物館・資料館等の現場に配置しているケースが少なくない。例えば、筆者が文化財や市史編さん等に関わっている神奈川県海老名市、綾瀬市、大和市においては、資料館は有するものの、学芸員を専門職として採用する試験制度はなく、一般行政職で採用された職員の中から学芸員有資格者や史学科出身者を館職員に充てているという現実がある。いずれの資料館も、博物館類似施設であるという点が、専門職採用に至らないということにつながっているように思われる。さらに、筆者がかつて勤務していた政令市である相模原市においても、学芸員職が置かれ、

専門職としての採用試験制度はあるものの、学芸員として勤務する職員の中には、一般行政職採用者からの異動者も複数存在している。こうした現実を踏まえると、学部教育から学芸員養成制度を廃してしまった場合、学芸員（有資格者配置を含む）が消える公立博物館・資料館が、国内に多数生ずるという危険性をはらんでいるのである。もちろん、類似施設を含め博物館・資料館に、学芸員配置を法的に義務化することが可能であれば事情は少し変わってくる。

しかし、その一方で、専門性の重視化という流れの中では、大学院での養成教育についても今後には必要であると考えられる。大学の大衆化と学部教育の一般教養化が進んでいる今日においては、専門性の習得には大学院での専門教育が欠かすことができない。これまでの文科省や日本学術会議等の論議では、大学院修了者を上級学芸員に、学部卒を学芸員にという案が出されている。確かにそのような称号付与の方法も考えられるが、上級職制度を考えるのであれば、学部卒・大学院卒を問わず博物館現場の実務経験を重視した制度化が必要であると考えられる。現場での経験年数と業務内容を踏まえ、「上級」認定をするのも一つの方法であろう。

また、短大における学芸員（補）養成については、2019年度現在、8校が開講するのみということもあり、これまでの文科省等の諸論議の中では論外であったが、短大での養成教育についても無意味であるとは言いきれない。例えば、学芸員課程を有する福島県の郡山女子大学短期大学部においては、短大卒業生の有資格者は、県内の博物館や科学館の受付係や案内係として需要があり、就職を果たしているという（注25）。

新たな学芸員制度の構築に向けて

このような国内の博物館や学芸員の実情を考え

た時、日本の学芸員制度は、単に欧米の専門職制度を真似るのではなく、日本的制度を検討する必要があると考える（注26）。私案としては、大学院・学部・短大のそれぞれに学芸員課程を設け、それぞれの役割を考えた資格を付与するという方式である。大学院修了者には一種学芸員、学部修了者には二種学芸員、短大修了者には三種学芸員という資格を付与し、従事できる業務例として、一種学芸員は中央館業務を中心に、二種学芸員は地域館業務を中心に、三種学芸員、短大卒の学芸員には案内、解説業務等に従事してもらうというものである。ここにいう一種・二種・三種というのは、学芸員になるための学歴に伴う基礎資格と考える。その一方、博物館現場での実績や勤務年数を踏まえて、三種学芸員は二種学芸員に、二種学芸員は一種学芸員へと登用される道を開いておくことも重要であろう。さらに、一種・二種・三種を問わず、現場経験を積んだスペシャリストとしての学芸員にも、何らかの新たな資格認定制度が必要となろう。

現場に携わる学芸員に向けての新たな認証制度の参考になると思われる一例が、昨年（2019年）の暮れに公表された、公文書館の「認証アーキビスト」制度である。日本には、国家資格としてのアーキビスト資格がないため、古文書や近代文書も扱うことの多い公文書館では、学芸員有資格者がその任を担ってきている。この新たな認証制度は、①実務経験3年以上であること、②専門的知識・技能を持つこと、③修士課程修了レベルであることを条件に、国立公文書館に「アーキビスト認証委員会」を設置し、認証しようというものである（注27）。この制度を参考に、今後、博物館現場に勤務する学芸員を再教育することを目的とした、教職大学院のような、学芸員のための専門職大学院を設置したり、国立文化財機構や国立美術館機構、国立科学博物館機構等が中心となって、

実務重視の形で「認証学芸員」などの制度を、公文書館に見習って設置するのも一方策であると思われる。これは博物館の、登録博物館制度と公開承認施設制度との関係に近いものとなるが、例えば、人文系学芸員の場合、この「認証学芸員」になると、国宝や重要文化財を取り扱う資格が得られる等の特典を与えるなどの方策が考えられる。

以上、あくまでも私論であるが、大学で取得する学芸員資格の一種から三種までの階層化と、現場に勤務する学芸員の認定制度の考え方が、21世紀の日本の博物館活動と学芸員養成制度を考えて行く上で、わずかなりとも参考になれば幸いである。

謝辞

本稿は、2020年1月17日に開催された文化庁文化審議会博物館部会第3回会合において報告した、「博物館学芸員養成の現状と課題」を再考し、取りまとめたものである。

また、「博物館学芸員課程における学びの特徴と現代社会に対応した学芸員養成教育に関する研究」の研究代表者である東海大学・江水是仁氏並びに、研究分担者の文教大学（現・明治大学）・井上由佳氏に、この場を借りてお礼申し上げる。

注釈

- 注1 文化庁では、2019年11月に文化審議会に博物館部会を設置し、論議を開始している。国が博物館についての常設的会議体を設置するのは初で、筆者も部会員に任命され、現在、部会長代理を務めている。
- 注2 朝日新聞2017年4月18日付朝刊では、「がんは学芸員」と表記された。同記事によれば、

党内からも異論が出ているが、野党からは「学芸員を観光のためのガイドのような位置づけにして邪魔だから一掃とは、安倍政権の本音が出た」（共産党小池晃書記局長）や、「学芸員、そして、がんと闘っている患者やご家族に対して、あまりにも無礼だ」（民進党山尾志桜里議員）と批判された。

- 注3 平成27～29年度 科学研究費助成事業 基盤研究(C) (一般) 研究課題名「博物館学芸員課程における学びの特徴と現代社会に対応した学芸員養成教育に関する研究」、研究代表者 東海大学・江水是仁、研究分担者 桜美林大学・浜田弘明、文教大学・井上由佳、課題番号15K04317
- 注4 椎名仙卓. 1982. 博物館の法令等に関する年表. 博物館研究, 17 (1) : 32 - 65. に基づき、『博物館研究』各年の確認による。より詳しい経緯については、(注3)の成果報告書の拙稿「日本の学芸員養成と博物館学」(pp. 5 - 25)を参照願いたい。
- 注5 (注4)による。(原典は、東京科学博物館. 1935. 博物館事業の促進と博物館令の制定. 自然科学と博物館, 63; 東京科学博物館. 1936. 博物館令の制定と博物館員の養成. 自然科学と博物館, 83.)
- 注6 日本博物館協会. 1950. 博物館動植物園法について. 日本博物館協会会報, 6・7:6 - 7.
- 注7 日本博物館協会. 1952. 消息. 日本博物館協会会報, 13 : 8.
- 注8 日本博物館協会. 1952. 消息. 日本博物館協会会報, 14 : 18.
- 注9 日本博物館協会. 1952. 学芸員を研究職として扱う陳情書. 日本博物館協会会報, 15 : 9 - 10.
- 注10 日本博物館協会. 1952. 博物館学芸員の講

- 習. 日本博物館協会会報, 15 : 11 - 17.
- 注 11 宮本馨太郎. 1985. 民俗博物館論考. 慶友社:92 - 93. 『学芸員講習講義要綱』は, 伊藤寿朗監修. 1991. 博物館基本文献集第 21 卷, 大空社に復刻されている。また, 中川成夫. 1988. 博物館学論考. 雄山閣出版 : 25 - 31 では, この宮本案と『学芸員講習講義要綱』の比較検討がなされている。
- 注 12 宮本馨太郎. 1985. 民俗博物館論考. 慶友社 : 90 - 91.
- 注 13 日本博物館協会. 1955. 博物館法改正のためのその後の陳情経過. 博物館研究, 28 (5) : 5 - 6.
- 注 14 川崎繁. 1955. 博物館法の一部改正について. 博物館研究, 28 (7) : 1 - 6.
- 注 15 江水是仁 (研究代表者). 2018. 博物館学芸員課程における学びの特徴と現代社会に対応した学芸員養成教育に関する研究. 平成 27 ~ 29 年度 科学研究費助成事業 基盤研究 (C) 研究成果報告書.
- 注 16 江水是仁. 2018. 我が国の学芸員養成課程修了者の学びの特徴. (注 15) 報告書 : 79 - 191 による。
- 注 17 江水是仁. 2018. 学芸員養成課程開講大学と学芸員養成課程を担当する教員の特徴 (注 15) 報告書 : 67 - 77 による。
- 注 18 江水是仁・浜田弘明・井上由佳. 2018. 学芸員養成教育を担当する教員の特徴. 日本ミュージアムマネジメント学会 2019 年度大会報告及び, 同学会. JMMA 会報, No. 85 - Vol. 24 - 2 別冊 WEB 版による。
- 注 19 注 18 に同じ。
- 注 20 江水是仁. 2018. 館園実習生を受け入れる館園と指導する学芸員の特徴. (注 15) 報告書 : 193 - 238 による。
- 注 21 注 16 に同じ。
- 注 22 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議. 2007. 新しい時代の博物館制度の在り方について. 111pp. 文部科学省.
- 注 23 朝日新聞 2006 年 6 月 28 日付朝刊では, 「現行の学芸員資格を学芸員補に格下げ」と表記された。
- 注 24 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議. 2009. 第二次報告書 学芸員養成の充実方策について. 79pp. 文部科学省. 筆者も同会議「学芸員養成ワーキンググループ」の一員として論議に参画した。
- 注 25 同大学短期大学部の桑野聡教授のご教示による。
- 注 26 この点については, 拙稿. 2016. 日本的学芸員養成教育のあり方を考える. 博物館研究, 51 (2) : 10 - 13. においても言及した。
- 注 27 神奈川新聞 2019 年 12 月 22 日付による。

浜田弘明担当の報告書112ページの部分について、筆者の説明不足により誤読を招く恐れのある表記がありました。以下のように追加し訂正させていただきます。また、注23の一部にも訂正があります。

[掲載原稿]

さらに、学芸員資格の高度化に関しては、当時、朝日新聞の「学芸員格下げ」という記事で話題になった（注23）。現行の学芸員を学芸員補に格下げし、大学院修士修了又は実務経験5年以上を経たものを学芸員とするというもので、①現行の学芸員を学芸員補に格下げする、②学芸員になるには5年以上の学芸員補経験や修士号取得、国家試験合格といった条件を設ける、③10年以上の学芸員経験、実績や研修、国家試験による上級・専門学芸員を新設するというものであった。また、大学院での学芸員養成についても検討されたが、論議は途中で終わってしまっている。2009年の第二次報告書（注24）の中では、学部教育を優先して進めるということになったが、それでも、学芸員の入口としてのスキルを身に付けるような養成制度にするという結論に達している。

[修正原稿]

さらに、学芸員資格の高度化に関しては、当時、朝日新聞の「学芸員格下げ」という記事で話題になった。審議中に出されたこの記事によれば、現行の学芸員を学芸員補に格下げし、大学院修士修了又は実務経験5年以上を経たものを学芸員とするというもので、①現行の学芸員を学芸員補に格下げする、②学芸員になるには5年以上の学芸員補経験や修士号取得、国家試験合格といった条件を設ける、③10年以上の学芸員経験、実績や研修、国家試験による上級・専門学芸員を新設するというものであった（注23）。しかし、その後の最終報告においては、「博物館に関する科目」の単位履修者に対し「学芸員基礎資格」を付与し、さらに、博物館現場で一定期間（1年以上）の実務経験を経たものが、登録博物館の学芸員になることが出来るようにする必要があるとされた。大学院での学芸員養成論議については結論を得ず、2009年の第二次報告書（注24）の中では、学部教育を基本に進め、学芸員の入口としてのスキルを身に付けるような養成制度にするという結論に達している。

[注23の訂正] 誤：朝日新聞2006年6月28日付朝刊→正：朝日新聞2006年11月28日付朝刊

以 上